

I 一般園地の管理運営に関する事項

- ・ 橘 公 園
- ・ 西向島公園
- ・ 猪名川公園
- ・ 魚つり公園

目 次

1	指定管理者が行う業務内容.....	1
	(1) 一般園地の運営管理業務.....	1
	(2) 一般園地の維持管理業務.....	1
	(3) 設備の維持保全業務.....	2
2	その他.....	2
	(1) 管理事務所について.....	2
	(2) 園地を活用した事業の実施.....	2
	(3) 損害賠償責任等.....	2
	(4) 事業報告書の提出.....	2

1 指定管理者が行う業務内容

(1) 一般園地の運営管理業務

公園利用案内・受付、要望・苦情対応、園内施設管理、関係機関等との各種連絡調整など、公園の利用に関する業務。

① 一般的事項

ア 公園利用者が安全・快適に公園を利用できるよう、適正な維持管理を行うとともに、不正使用・不法占拠などの不適正な利用により、公園本来の機能が阻害されないよう取り組むこと。

イ 公園利用者、市民等からの問い合わせ・要望・苦情等に対しては、迅速かつ適切に誠意をもって対応すること。

ウ 公園利用にかかる基本的情報やイベント、開花情報等を提供し、施設の有効活用、利用促進を図ること。

エ 周辺地域団体や各公共機関等と十分に連絡調整を行うこと。

オ 公園ボランティア等市民との協働による公園管理の推進に努めること。

② 一般園地の運営

ア 園内巡視及び利用指導

- ・公園内巡視、利用指導及び施設点検は、利用者が安全かつ快適に利用できるよう配慮して行うこと。

- ・不適切な公園利用を行っている者及び明らかにその恐れがあると認められる者を発見した時は、直ちにこれを制止して、適正かつ安全な利用を行うよう指導すること。

- ・都市公園法第6条に基づき、工作物等の不法占用の取り締まり及び防止に努めること。

イ 野宿生活者（ホームレス）対策

- ・テント、小屋掛けなどによる不法占用行為の早期発見に努め、そのおそれがある場合は、直ちに注意を行うとともに、市に状況報告を行うこと。

- ・公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は、市と協力して必要な措置をとること。

ウ 拾得物・残置物の処理

- ・拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。

- ・園内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄されたと判断されるものについては、一定期間保管した後、処分すること。

- ・廃棄したものかどうか疑わしい場合は、一定期間、撤去要請の告示（張り紙）をした後、所有者が不明の場合に処分すること。

エ 管理報告書の作成

- ・1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や苦情処理対応や要望処理状況などの特記事項を記した日報等を作成すること。

(2) 一般園地の維持管理業務

一般園地の維持管理については、別添に示す

「資料Ⅰ－1 橘公園ほか3公園維持管理業務共通仕様書」

「資料Ⅰ－2 施設一覧表」

「資料Ⅰ－3 維持管理基本水準書」

を参照のこと。

(3) 設備の維持保全業務

電気機械設備の維持保全業務に関し、次の業務を適正に行うこと。

- ① 電気事業法に基づく電気保安業務
- ② 運転監視及び保安業務
- ③ 設備・機器等の保守点検等

2 その他

(1) 管理事務所について

公園管理事務所の窓口開設時間は、原則として、1月4日から12月28日の午前8時から午後9時とする。

(2) 園地を活用した事業の実施

公園の魅力づくり、利用者サービスの向上を図る催し等を積極的に実施すること。ただし、自主事業は、都市公園で行われる催しとして適切な内容であり、他の公園利用者の公園利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、市の許可を得て実施できるものとする。

- ① 事業の実施にあたっては、事業計画を事前に市に提出し承認を得るとともに、都市公園条例第3条に基づく行為許可申請(工作物設置を伴う場合は都市公園法第6条に基づく占用許可申請)を行うこと。
- ② 事業にかかる参加費を参加者より徴収し、これを指定管理者の収入とすることができる。ただし、当該使用にかかる使用料(都市公園条例別表第2に掲げる使用料)を本市に納めること。
- ③ 事業の実施にあたっては、傷害保険に加入すること。

(3) 損害賠償責任等

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、指定管理者がその損害を賠償すること。
- ② 事故発生時に備え、損害賠償保険に加入すること。
- ③ 施設において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には、直ちに事故の内容を本市に報告すること。

(4) 事業報告書の提出

① 事業報告書

- ア 一般園地の管理業務の実施状況
- イ 一般園地の利用状況
- ウ 一般園地の管理・事業に要した経費等の収支状況
- エ 一般園地の管理運営実績に対する自己評価
- オ その他市が必要と認める事項

② 月例報告書

月例報告書に記載する事項は、①のイ、ウ及びオに掲げる事項

橘公園ほか 3 公園維持管理業務共通仕様書

目次

1	適用範囲	1
2	一般事項	1
(1)	法令等の遵守及び手続きの代行	1
(2)	施行管理	1
(3)	作業用機械器具等	1
(4)	実施記録写真	1
(5)	現場の安全	1
(6)	苦情・要望	1
3	植物管理業務	2
(1)	留意事項	2
(2)	管理の水準	2
(3)	除草	2
(4)	剪定	2
(5)	花壇管理	4
(6)	灌水	4
(7)	枯損木等の処理	4
(8)	芝生管理	4
(9)	病虫害防除	5
(10)	樹木施肥	5
(11)	その他	5
4	施設管理業務	5
(1)	留意事項	5
(2)	管理の水準	5
5	その他管理業務	7
(1)	留意事項	7
(2)	管理の水準	7
6	その他の留意事項	8

1 適用範囲

本仕様書で定める維持管理業務の対象は、別紙「I 一般園地の管理運営に関する事項」における指定管理者が行う維持管理業務の詳細とする。

2 一般事項

(1) 法令等の遵守及び手続きの代行

本仕様書で定める業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、関係官公署への必要な届出手続きは速やかに行い、手続きに係る経費については指定管理者の負担とする。

(2) 施行管理

指定管理者は、年間維持管理計画を作成し、本市の承認を得たうえで、適切な時期・方法により適正な施行管理を行うものとする。また現行の年間維持管理計画に変更が生じた場合は、市の承認を受けること。

(3) 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は各作業に適したものを使用すること。

(4) 実施記録写真

指定管理者は作業毎に実施状況写真を撮影整理し、完了後、業務実施報告書に添付し、本市に提出すること。なお、写真はカラーとし、作業実施前、実施中、実施後の状況をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影し、写真帳（A4判）に整理すること。

(5) 現場の安全

① 作業時及び作業車の乗入れ時には、来園者や歩行者等に危険のないよう十分注意を払い、危険防止のため作業エリアをバリケード等で囲い「作業中」であることを明示するなど、安全対策を講じること。

② 指定管理者は、業務従事者の服装、言語及び態度に十分に注意し、常に研修や指導を行うように努めなければならない。

③ 指定管理者は、自己の意思にかかわらず、自己の使用人の行為については自ら行ったと同一の責めを負い、その責めを逃れることはできない。

④ 作業施行にあたり、施設、樹木等に損傷を与えないよう十分注意し施行すること。万一損傷した場合は、速やかに指定管理者の負担で原形に復すること。

⑤ 指定管理者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合、応急処置を講じると共に事故発生の原因、経過及び事故による損害の内容等について、文書により遅滞なく市に報告すること。

(6) 苦情・要望

来園者の苦情及び要望には、迅速かつ適切に対処すること。

3 植物管理業務

(1) 留意事項

- ① 植物の特性を踏まえ、除草、剪定、下枝切除、刈り込み、花壇管理、灌水、枯木撤去、芝刈り、枯れ枝切除、病虫害防除、施肥といった植物の生育や安全管理に必要な作業を、最も適切な時期や方法を選び、実施すること。
- ② 除草剤は基本的に使用しないこと。
- ③ 枯損木、危険木、枯枝の早期発見に努め、迅速かつ適切に除去すること。
- ④ 剪定枝や枯損木、枯れ枝、草等の最終処分地は、尼崎市経済環境局環境部クリーンセンターとする。
- ⑤ 剪定枝等は、50cm以内に切断し、太い幹は10cmに輪切りにすること。
- ⑥ 実生木、支障木、危険木については、市や地域と協議の上で伐採を提案すること。

(2) 管理の水準

維持管理の水準は、別添の「資料 I - 3 維持管理基本水準書」を参考に、指定管理者の創意工夫のもと効果的・効率的な方法及び頻度を検討し、良好な維持管理状態を保つこと。また、以下に示す各作業の仕様内容に従うとともに、尼崎市土木工事標準仕様書、土木請負工事必携（兵庫県県土整備部）、公園等保護育成業務共通仕様書（都市整備局土木部公園維持課）、樹木剪定業務仕様書（都市整備局土木部公園維持課）を指針とすること。

(3) 除草

- ① 手取り除草
 - ・雑草は根から抜き取り、土をよく払い処分し、除草跡は丁寧に清掃すること。
- ② 手刈り除草
 - ・樹木、施設等を損傷しないよう均一に地際より刈り込み、刈った草は処分すること。
- ③ 機械刈り除草
 - ・樹木、施設等を損傷しないよう均一に地際より刈り込み、刈った草は処分すること。
 - ・均一に刈り払いし、つる性雑草は除去し、刈り跡は丁寧に清掃すること。
 - ・刈った草及び小石や砂等が付近に飛び散るため、安全対策に万全を期すこと。

(4) 剪定

- ① 樹種特性に応じて剪定の必要性を見極め、最も適切な時期と方法で行うこと。
- ② 公園樹木の剪定は、自然樹形仕上げを基本とすること。
- ③ 花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意すること。
- ④ 通行人や車両の通行等に支障となる枝や危険となる枝は切除すること。
- ⑤ 枯れ枝については、随時切除すること。

⑤ 高木剪定

毎年剪定について

- ・ 橘公園の針葉樹については毎年、高所作業車を用いた芯止め剪定を実施すること。
(ヒマラヤスギ13本・クロマツ2本・ラクウショウ1本を見込んでいる)
- ・ 橘公園のヤシについては毎年、枯れ葉を取るなど安全のための剪定を実施すること。
(カナーリヤシ1本・サバルヤシ1本を見込んでいる)

ア 剪定の種類

〈冬期剪定〉

- ・ 樹形の骨格づくりを目的とし、切返し剪定等、樹形の特性に応じ適正な剪定を行う。剪定時期は、基本的に11月～2月とする。

〈夏期剪定〉

- ・ 樹冠整正を基本とし、徒長枝の切り詰め、枝抜き等を行う。剪定時期は、基本的に7月～9月とする。

〈春・秋期剪定〉

- ・ 樹種の特性及び剪定趣旨に応じて実施する。剪定時期は、基本的に春期3～5月、秋期10月～11月とする。

イ 剪定方法

- ・ 枝抜き、弱小枝、病虫害のひどい枝、民家、電線等への障害枝、危険枝、下枝、及び樹冠、樹形に不要な枝等を除去すること。
- ・ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう切返しを行い切除すること。
- ・ 太枝の切り口は滑らかにすること。また既存の切り口であっても必要に応じて滑らかに切り直し、癒合剤を十分塗布すること。

⑥ 中木剪定

- ・ 樹木の特性に応じて、中透かし、徒長枝の切詰めを行うこと。その他は高木剪定に準ずること。

⑦ 生垣剪定

- ・ 樹木の特性に応じて、高さ（天端）刈り込み幅（側面）を揃え、中透かし等を適切に行うこと。
- ・ 枝葉の疎な部分は、必要に応じてシュロ縄により枝の誘困を行うこと。
- ・ 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

⑧ 低木・玉物刈込み

- ・ 適切な高さに徒長枝等を剪定、刈込みし、両面、天端をそろえて刈込むこと。
- ・ 玉物は、枝の密生した箇所は、中透かしを行い、樹冠を輪郭状に刈込むこと。
- ・ 大刈込みは、原形を充分考慮し刈込む。また植込み内に入って作業する場合は小枝の損傷に充分注意し実施すること。
- ・ 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

(5) 花壇管理

- ① 園内花壇、プランター等は常に美しく鑑賞できるよう年間計画に合わせて植替えを行うこと。
- ② 適宜、花がらを摘み、除草、灌水等を行い、良好な状態を維持すること。
- ③ 花苗
 - ・発育良好で病害虫におかされていることなく、細根が多く整った形姿で、蕾が多いポット植えのものを使用すること。
- ④ 地ごしらえ
 - ・古株、雑草は根から掘り起こし、土をよく払い、処分すること。
 - ・床土を深さ30cm以上掘り、反転し、瓦礫、ゴミ及び根切り虫等の害虫を取除くこと。
 - ・指定の土壌改良材や緩効性肥料等を用い、指定量を花壇面に均一に散布し、よく床土と中耕、攪拌し、敷均すこと。
- ⑤ 植付け
 - ・ポットから花苗を抜き取った後は、根が乾燥したり、痛んだりしないように直ちにかつ丁寧な植え付けを行うこと。
 - ・花苗が傾いたり、根が浮き上がったりしないように植え付けること。

(6) 灌水

- ① 高木の根元の周囲に、根元直径の4倍前後を直径として深さ15cm以上の水鉢を作り、鉢一杯に水を溜め、一度水がしみ込んだ後、もう一度鉢一杯に水を溜めること。
- ② 低木の単植の場合は、高木に準ずること。群植の場合は、周辺に10cm内外の土手を作った後、高木に準ずること。
- ③ 花壇については、必ずジョロなどでシャワー状にたっぷりとかん水すること。

(7) 枯損木等の処理

- ① 枯損木や枯れ枝の有無を日常的に点検し、早期発見と撤去に努め、倒木や落枝による事故等を未然に防ぐこと。
- ② 枯損木や枯れ枝の処理にあたっては、周辺樹木、施設、公園利用者、通行人等に危害や損傷を与えないよう充分注意して行うこと。
- ③ 抜根時に周辺の舗装や縁石を損傷するおそれがある場合は、地上部のみを撤去すること。
- ④ 通常の管理で枯れた場合は、補植を適期に行うこと。

(8) 芝生管理

- ① 刈取りは、芝生内にある樹木、施設等に損傷を与えないよう注意し、縁切り、刈りむら、刈り残しのないよう均一に行うこと。
- ② 刈取り高は、2～3cmを標準とする。
- ③ 刈り取り後は、刈り取った葉茎を残らず取り除いて適正に処分すること。また除草

を行う際には芝生を傷めないよう丁寧に抜き取ること。

- ④ 必要に応じて目土かけや灌水、施肥などを適切に行うこと。

(9) 病虫害防除

- ① 病虫害発生の早期発見に努め、極力、薬剤を使用しない方法（剪定防除捕殺、巣網剪除等）により防除を行うこと。
- ② 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努めること。
- ④ 散布に際しては近隣住民や公園利用者に対して、事前周知を行うとともに、健康被害の防止に充分配慮すること。また、天候に充分注意し、雨天時や強風時には散布しないこと。
- ⑤ 農薬は農薬庫に保管し、適正な管理を行うこと。

(10) 樹木施肥

- ① 施肥を行う際は、樹木特性や肥料の種類（寒肥、追肥等）を考慮し、最も効果的な方法で行うこと。

(11) その他

- ① 支柱等の結束に使用する針金等は、端部処理及び保護を適切に行うこと。
- ② 不要になった支柱及び添木は速やかに撤去すること。
- ③ 実生木・支障木・危険木の伐採について
 - ・自然生育している樹木（実生木）については、適宜伐採すること。
ただし、猪名川公園については、市と協議すること。
 - ・公園利用者や通行人等の支障となる樹木（支障木）については、伐採の提案を行うこと。
 - ・安全管理上の問題がある樹木、将来的に安全管理上の問題となる可能性がある樹木（危険木）については、伐採の提案を行うこと。

4 施設管理業務

(1) 留意事項

- ① 安全面、衛生面、機能面の確保に留意しながら各施設を適切に管理すること。
- ② 日常的及び定期的な施設点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行うこと。
- ③ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。
- ④ 小規模な補修等においても、来園者の安全確保に万全を期すこと。
- ⑤ 舗装部においても必要に応じて除草を実施すること。
- ⑥ 遊具については「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月国土交通省）」に基づき適正管理し、利用者の安全確保に万全を期すこと。

(2) 管理の水準

維持管理の水準は、別添の「資料 I - 3 維持管理基本水準書」を参考に、指定管理者の創意工夫のもと効果的・効率的な方法及び頻度を検討し、良好な維持管理状態を保つこと。

① 巡視点検

- ・園内のすべての施設の総点検を毎月 1 回以上実施し、異常が発見されれば、直ちに対応策を講じるとともに、速やかに本市に報告し、今後の対応を協議すること。

② 施設小修繕

- ・来園者が安全・快適に利用できるよう、日常的及び定期的に点検を行い、施設の破損等が発見された場合は、速やかに補修等を行うこと。

③ 遊具点検・遊具修繕

- ・来園者の安全を確保するため、日常点検及び定期点検を実施し、遊具の破損等が発見された場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、本市に報告すること。

④ 多目的広場等の整備

- ・運動施設の機能性や安全性、快適性に配慮し、常に良好な状態を維持するように努めること。
- ・必要に応じて、土入れ、不陸整正、集水柵清掃などを行う。

⑤ 噴水（流れ、滝、池含む）の点検

- ・水中モーターポンプ、槽等の清掃及び点検、噴水ノズルの点検整備、電気回路の点検整備（※尼崎市自家用電気工作物保安規程参照 第13 条）を行うとともに、付属消耗品等の交換を随時行い、適切な管理を行うこと。

⑥ 時計の点検

- ・電気回路等の点検調整を行うとともに、時差修正（タイマー調整含む）や付属消耗品等の交換（電池、蛍光灯、自動点滅器等）を随時行い、適切な管理を行うこと。

⑦ 放送塔の点検

- ・電気回路等の点検調整及び増幅器の機能の点検を行い、適切な管理を行うこと。

⑧ 防火スプリンクラーの点検

- ・噴水ノズルの点検整備を行い、災害時に十分な機能を発揮させるために適切な管理を行うこと。

⑨ 給水施設点検補修

- ・来園者の安全・衛生上、また植物の維持管理上必要な給水施設の点検を適切に行い、飲水台や水栓及び給水管等の破損や漏水があった場合は、速やかに補修を行うこと。

⑩ 排水施設点検補修

- ・集水柵、側溝、横断溝、人孔、管渠等の排水設備の十分な機能を発揮させるため、適切に点検を行うこと。
- ・溜まった土砂等は適切に除去し、必要に応じて管通しを実施すること。

⑪ 舗装修繕

- ・園路や広場等の舗装に異常が見られ、来園者の安全かつ快適な利用に支障が生じている場合や危険な状態と判断される場合は、速やかに修繕等を行い適切に処置すること。

⑫ 園路不陸整正

- ・来園者が安全・快適に通行できるよう、園路等に不陸が生じている場合は、速やかに対処すること。

⑬ 便所修繕

- ・来園者が安全・快適に利用できるよう、ドア、便器等の補修や水栓類の修繕を行うこと。

5 その他管理業務

(1) 留意事項

- ① 公園の美観を保持し、来園者が快適かつ安全に公園を利用できるように、適切に清掃を行うこと。
- ② 作業に伴う車両は、来園者には十分注意し最徐行で走行すること。また、ごみ運搬時には搭載したごみ類が飛び散らないようシートなどで覆うこと。
- ③ 行楽シーズンなどごみが多く発生する時期には、パッカー車の手配や臨時集積所の設置など体制を整え対処すること。
- ④ 作業遂行に必要な機材や消耗品等及び、廃棄物全般の処分にかかる費用は、指定管理者の負担とする。

(2) 管理の水準

維持管理の水準は、別添の「資料 I - 3 維持管理基本水準書」を参考に、指定管理者の創意工夫のもと効果的・効率的な方法及び頻度を検討し、良好な維持管理状態を保つこと。

① 園内清掃

- ・公園内の落ち葉や紙類をはじめ、缶、ガラスびん等のごみを拾い集め、回収すること。その際、缶、ガラスびん、ペットボトル等の資源ごみと資源ごみ以外に分別し、所定の場所に集積すること。
- ・ごみ袋については、処分先の規定に基づいたものであること。
- ・缶やガラスびん、ペットボトルなどの資源ごみは、関係法令を遵守の上、再資源化を図ること。
- ・ごみ籠を置く場合は、資源ごみ等選別しやすいようにごみ籠を設置し、ごみ処理を行うこと。
- ・舗装表面に付着したガム等は舗装面を傷めないように除去すること。
- ・休憩所や案内板、ベンチ等の施設に蜘蛛の巣や汚れを見つけた場合は除去すること。

② 便所清掃

- ・便所内のごみ等を拾い掃きして除去した後、洗剤を使用して床等をブラシ等で丁

寧に洗浄し、汚れを十分に落としてから水洗いを行い、ごみ、泥、汚物等全て除去して臭気が残らないようにすること。

- ・水洗い後はすべらないように水気を残さぬよう十分にふき取ること。
- ・外壁・内壁・天井・照明器具等のスス・クモの巣等があればその都度除去すること。
- ・便所内に害虫等が発生した場合は、駆除すること。
- ・便所内のごみ、泥、汚物等は、収集し、ごみ集積場所等に運搬すること。
- ・必要に応じて、便器及び床タイルを消毒液により、殺菌を行い洗浄する。
- ・作業時にトイレットペーパーの補充をその都度行うこと。
- ・魚つり公園便所について、ポンプピットの点検をその都度行い、必要に応じてごみ等の除去を行うこと。

③ 塵芥処理

- ・清掃で回収したごみは処分先の規定に基づき、分別を行い、適切に処分すること。
- ・その他、処分先の条件がある場合は、それを遵守すること。
- ・廃棄物処理法など関係法令を遵守すること。

④ 「園内の粗大ごみをはじめとした廃棄物（不法投棄物を含む）」（以下、不用物という。）処理

- ・公園内に不用物が発生した場合は、家電リサイクル法をはじめとした関係法令に基づき、適正に分別処理すること。
- ・再資源化を図る際に売却益が発生した場合は、指定管理者に帰属するものとする。

6 その他の留意事項

- (1) 台風等の災害時には、緊急連絡体制に基づき公園利用者の安全を第一に考え、迅速かつ適切な対応を行うこと。また、本市との連絡を密にし、災害状況を正確に報告するとともに、本市の指示に従い、利用者の安全確保に努めること。
猪名川公園は、台風や大雨の際、河川敷公園（猪名川、藻川、葭島、柳原）の移動トイレ5基の待避場所としているため、本市の指示に従い一時保管すること。
- (2) 公園の池や噴水の水は、災害時の消火活動の利用されるため、消火活動を円滑に行うために、消防ポンプ自動車は常時容易に接近することを妨げないよう、日常管理に留意すること。また、本市が訓練等を実施する際には協力すること。
- (3) 維持管理に伴い、植栽数量や施設数量の増減が生じた場合、数量調書を更新すること。
- (4) 本市から公園に関する調査や作業の指示等があった場合には、迅速、正確かつ誠実に対応すること。その他、本市が実施・要請する事業に対しては協力すること。
- (5) 上記に記載のない施設や設備（管理許可・占用許可物件を除く）についても、本市の指導等に基づき、適切な保守点検、維持管理を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項が発生したときは、本市と協議のこと。

施 設 一 覽 表

橘公園

施設一覧表

施設名	規格等	数量	単位	備考
四阿		1	基	
藤棚		1	箇所	
流れ池		1	箇所	
噴水		2	箇所	
ベンチ	木製	23	基	
スツール	コンクリート	5	基	
スツール	木製	13	基	
テーブル	木製	1	基	
総合遊具	木製	1	基	
スベリ台	一方	1	基	
ブランコ	大型4連	1	基	
砂場		1	箇所	
プレイスカルプチャー		5	基	
野球場		1	箇所	
野球用塁ベース	軟式用	1	式	
ソフトボール用ベース		1	式	
得点板	野球用	1	基	
記念碑	石製	3	基	
モニュメント	ライオン	1	基	
モニュメント	二人像	1	基	
便所	身障者	1	箇所	
花時計		1	箇所	
時計		1	基	
放送塔		1	箇所	
引込柱		4	本	
中継柱		3	本	
水銀灯	300W	4	本	
水銀灯	100W	10	本	
蛍光灯	20W	5	本	
喫煙ブース		1	箇所	
簡易詰所		1	箇所	

※ホームベース、2.3塁ベースは野球とソフトボール共通になります。

西向島公園

施設一覧表

施設名	規格等	数量	単位	備考
日陰棚		1	箇所	
ベンチ	木製	5	基	
総合遊具		1	基	
野球場		1	箇所	
野球用塁ベース	軟式用	1	式	
ソフトボール用ベース		1	式	
得点板	野球用	1	基	
便所		1	箇所	
引込柱		1	本	
公園灯	水銀灯300W	5	本	
簡易詰所		1	箇所	

※ホームベース、2.3塁ベースは野球とソフトボール共通になります。

猪名川公園

施設一覧表

施設名	規格等	数量	単位	備考
藤棚		3	箇所	
ベンチ	木製	71	基	
総合遊具	おひるねラクダ	1	基	
総合遊具	鋼製	1	基	
吊橋遊具	鋼製	1	基	
迷路	鋼製	1	基	
砂場		2	箇所	
プレイスカルプチャー	コンクリート製	5	基	
バスケットゴール		1	基	
野球場		1	箇所	
野球用塁ベース	軟式用	1	式	
得点板	野球用	1	基	
テニスコート		2	面	
ランニングコース表示板		8	基	
記念碑	石製(6個)	1	式	猪名川自然と文化を守る会(朝日森林文化賞受賞記)
記念碑	石製	1	基	万葉歌碑
記念碑	石製	1	基	顕彰碑
モニュメント	ステンレス製	2	基	
便所	1箇所身障者	4	箇所	
手洗		4	箇所	
時計		1	基	
放送塔		1	箇所	
フラッグポール		1	基	
引込柱		1	本	
公園灯		40	本	
リモート盤		1	箇所	
駐車場	アスファルト舗装	1	箇所	14台程度
簡易詰所		1	箇所	
管理棟		1	棟	

魚つり公園

施設一覧表

施設名	規格等	数量	単位	備考
野球場	12200平方メートル	1	箇所	
ダックアウト	ベンチ5基/1棟 バット立て1基/棟	2	棟	
多目的広場	12384平方メートル	1	箇所	
ラグビーゴール		1	基	
ポイント杭	ラグビー	34	基	
	サッカー	9	基	
	野球(学童)	30	基	
サッカーゴール		3	対	
応援ベンチ	L=9.0	6	基	
倉庫	備品共	3	基	
コーナフラッグ		1	式	備品
サッカーゴール	移動式 大人用 ネット込み	1	対	備品
サッカーゴール	移動式 少年用 ネット込み	2	対	備品
ゴール用ウエイト	砂袋15kg サッカーゴール用	14	個	備品
ソフトボール用ベース	ホームベース ピッチャープレート	2	式	備品
	ソフトボール用塁ベース	4	式	備品
野球用塁ベース	軟式用	2	式	備品
少年野球用ベース	ホームベース 塁ベース ピッチャープレート	4	式	備品
可動式バックネット		2	基	備品
得点板	野球用	2	基	備品
	ラグビー、サッカー用	2	基	備品
選手ベンチ		12	脚	備品
複合遊具		1	基	
便所		4	箇所	
更衣室	男子更衣室と女子更衣室が1棟ずつ	2	棟	
プレハブ		4	棟	
応援スタンド		2	基	
時計		1	基	
手洗い場		4	箇所	

維持管理基本水準書

橘公園

管 理 項 目		規模	単位	回 数	摘 要
日常管理	園内巡視			1回／日以上	
	日常清掃	1	式	適宜	流れ・池・噴水含む
	ゴミ回収	1	式	3回／週以上	
	落葉等清掃	1	式	適宜	周辺道路含む
	手取除草	3,960	m ²	2回／年以上	植栽帯内
	花時計植替え	1	式	5回／年	
	かん水	1	式	適宜	
	病虫害防除	1	式	随時	
遊具等施設管理	日常点検			適宜	
	定期点検			1回／月	
	修繕			随時	軽微でない修繕については市と協議
多目的広場管理	土入れ	1	式	随時	
	不陸整正	1	式	随時	
園路等管理	舗装修繕	1	式	随時	
	不陸整正	1	式	随時	
トイレ管理	清掃	1	箇所	適宜	
	修繕・球替等	1	式	随時	
公園灯等電気施設管理	巡視点検	1	式	適宜	
	修繕・球替等	1	式	随時	
給水施設管理	点検補修	1	式	随時	
排水施設管理	集水桝清掃	1	式	適宜	
	側溝清掃	1	式	適宜	
	管渠清掃	1	式	随時	
樹木管理	高木剪定	1	式	適宜	
	高木剪定(針葉樹)	16	本	1回／年	ヒマラヤスギ13本・クロマツ2本・ラクウショウ1本については毎年、芯止め剪定を実施すること。
	高木剪定(ヤシ)	2	本	1回／年	カナリーヤシ1本・サバルヤシ1本
	中木剪定	94	本	1回／年	
	低木剪定	1,002	m ²	1～2回／年	適期に実施
	生垣剪定	525	m	1～2回／年	
	フジ剪定	29	m ²	2回／年以上	夏期・冬期の適期に実施
流れ・池・噴水管理	機械保守点検	1	式	1回／3ヶ月	
	池・噴水清掃	1	式	随時	

橋公園

項目	数量	単位	摘要
供用面積	23,388.0	m ²	
清掃面積	13,856.0	m ²	
植樹帯手取除草	3,960.0	m ²	
中木剪定	94.0	本	
低木剪定	1,002.4	m ²	
アベリア(外周)	92.1	m ²	2回/年(春、秋)
アベリア(園内)	454.0	m ²	2回/年
シャリンバイ	79.7	m ²	
ボックスウッド等	120.6	m ²	
ヒラドツツジ	109.7	m ²	咲き終わり直後
ユキヤナギ	23.2	m ²	2回/年(春、秋)
シシガシラ	1.6	m ²	
ドウダンツツジ	84.5	m ²	
クチナシ	16.3	m ²	
ビャクシン	18.2	m ²	
その他	2.5	m ²	
生垣剪定	525.4	m	
ウバメガシ	13.2	m	1回/年
ヒイラギモクセイ	22.6	m	1回/年
ニシキギ	46.6	m	1回/年
プリペット(H<100)	268.4	m	2回/年
プリペット(H<150)	41.7	m	2回/年
外周アベリア	102.5	m	2回/年
園内アベリア(H<100)	5.6	m	2回/年
園内アベリア(H<150)	6.5	m	2回/年
ユキヤナギ	18.3	m	2回/年
フジ剪定	29.4	m ²	2回/年(夏、冬)
花時計			
花壇面積	18.0	m ²	
芝生面積	74.0	m ²	

橋公園管理スケジュール(参考)

管理項目		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘要
日常管理	園内巡視	1回/日以上	←											→	
	日常清掃	適宜													流れ・池・噴水含む
	落葉等清掃	適宜	←	→						←	→				周辺道路含む
	ゴミ回収	3回/週以上	←											→	
	手取除草	2回/年以上			←	→				←	→				植栽帯内
	花時計植替え	5回/年	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	
	病虫害防除	随時													
	かん水	適宜													
遊具等施設管理	日常点検	適宜													
	定期点検	1回/月	←											→	
	修繕	随時													軽微でない修繕については市と協議
多目的広場管理	土入れ	随時													
	不陸整正・点圧	随時													
園路等管理	舗装修繕	随時													
	不陸整正	随時													
トイレ管理	清掃	適宜													
	修繕・球替等	随時													
公園灯等電気施設管理	巡視点検	適宜													
	修繕・球替等	随時													
給水施設管理	点検補修	随時													
排水施設管理	集水桝清掃	適宜													
	側溝清掃	適宜													
	管渠清掃	随時													
樹木管理	高木剪定	適宜													針葉樹16本・ヤシ2本については、毎年剪定。
	中木剪定	1回/年		←	→				→						適期に実施
	低木剪定	1~2回/年		←	→				→						適期に実施
	生垣剪定	1~2回/年		←	→				→						適期に実施
	フジ剪定	2回/年以上			←	→							←	→	夏期・冬期の適期に実施
流れ・池・噴水管理	機械保守点検	1回/3ヶ月	←											→	
	池・噴水清掃	適宜	←							→		←	→	←	→

西向島公園管理水準

管 理 項 目	規模	単位	回 数	摘 要	
日常管理	園内巡視		1回／日以上		
	日常清掃	1	式	適宜	
	ゴミ回収	1	式	1回／週以上	
	落葉等清掃	1	式	適宜	周辺道路含む
	手取除草	226	m ²	2回／年以上	植栽帯内
	病虫害防除	1	式	随時	
	かん水	1	式	適宜	
遊具等施設管理	日常点検		適宜		
	定期点検		1回／月		
	修繕		随時	軽微でない破損等については市と協議	
園路等管理	舗装修繕	1	式	随時	
	不陸整正	1	式	随時	
トイレ管理	清掃	1	箇所	適宜	
	修繕・球替等	1	式	随時	
公園灯等電気施設管理	巡視点検	1	式	適宜	
	修繕・球替等	1	式	随時	
給水施設管理	点検補修	1	式	随時	破損・漏水が生じればその都度実施
排水施設管理	集水柵清掃	1	式	適宜	
	側溝清掃	1	式	適宜	
	管渠清掃	1	式	随時	
樹木管理	高木剪定	1	式	適宜	
	中木剪定	22	本	1回／年	適期に実施
	低木剪定	126	m ²	1回／年以上	適期に実施

西向島公園

項目	数量	単位	備考
供用面積	5,431	m ²	
植樹帯面積	226	m ²	
手取除草	226	m ²	
中木剪定	22	本	
低木剪定	126	m ²	

西向島公園管理スケジュール(参考)

管 理 項 目		回 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘 要
日常管理	園内巡視	1回／日以上	←											→	
	日常清掃	適宜													
	落葉等清掃	適宜	←→							←→					周辺道路含む
	ゴミ回収	1回／週以上	←											→	
	手取除草	2回／年以上			←					→					
	病害虫防除	随時													
	かん水	適宜				←			→						
遊具等施設管理	日常点検	適宜	←											→	
	定期点検	1回／月	←											→	
	修繕	随時													軽微でない破損等については市と協議
園路等管理	舗装修繕	随時													
	不陸整正	随時													
トイレ管理	清掃	適宜													
	修繕・球替等	随時													
公園灯等電気施設管理	巡視点検	適宜													
	修繕・球替等	随時													
給水施設管理	点検補修	随時													
排水施設管理	集水柵清掃	適宜													
	側溝清掃	適宜													
	管渠清掃	随時													
樹木管理	高木剪定	適宜													
	中木剪定	1回／年		←					→						適期に実施
	低木剪定	1回／年以上		←					→						適期に実施

猪名川公園管理水準

管 理 項 目	規 模	単 位	回 数	摘 要	
日常管理	園内巡視		1回／日以上		
	日常清掃	1	式	適宜	
	ゴミ回収	1	式	2回／週以上	
	落葉等清掃	1	式	適宜	周辺道路含む
	手刈除草	10,117	m ²	3回／年以上	
	病虫害防除	1	式	随時	
	かん水	1	式	適宜	
遊具等施設管理	日常点検		適宜		
	定期点検		1回／月		
	修繕		随時	軽微でない破損等については市と協議	
多目的広場管理	土入れ	1	式	随時	
	不陸整正・点圧	1	式	随時	
園路等管理	舗装修繕	1	式	随時	
	不陸整正	1	式	随時	
トイレ管理	清掃	4	箇所	適宜	
	修繕・球替等	1	式	随時	
公園灯等電気施設管理	巡視点検	1	式	適宜	
	修繕・球替等	1	式	随時	
給水施設管理	点検補修	1	式	随時	
排水施設管理	集水柵清掃	1	式	適宜	
	側溝清掃	1	式	適宜	
	管渠清掃	1	式	随時	
樹木管理	高木剪定	1	式	適宜	
	中木剪定	125	本	1回／年	適期に実施
	低木剪定	2,078	m ²	1回／年以上	適期に実施
	生垣剪定	387	m	2回／年以上	
	フジ剪定	261	m ²	2回／年以上	夏期・冬期の適期に実施
芝生管理	芝生刈取	774	m ²	3回／年以上	
ササ管理	ササ刈取	1	式	1回／年以上	池周辺
	ササ刈取	1	式	2回／年以上	東側民家等沿い

猪名川公園

項目	数量	単位	備考
供用面積	53,000	m ²	
手刈除草	10,117	m ²	
芝生面積	774	m ²	
中木剪定	125	本	
低木剪定	2,078	m ²	
生垣剪定	387	m	
フジ	261	m ²	
ササ刈取	1,840	m ²	池周辺
ササ刈取	554	m ²	東側民家等沿い

猪名川公園管理スケジュール(参考)

管 理 項 目		回 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘 要
日常管理	園内巡視	1回／日以上	←											→	
	日常清掃	適宜													
	落葉等清掃	適宜	←	→						←	→				周辺道路含む
	ゴミ回収	2回／週以上	←												→
	手刈除草	3回／年以上			←				→						
	病害虫防除	随時													
	かん水	適宜				←		→							
遊具等施設管理	日常点検	適宜													
	定期点検	1回／月	←											→	
	修繕	随時													軽微でない破損等については市と協議
多目的広場管理	土入れ	随時													
	不陸整正・点圧	随時													
園路等管理	舗装修繕	随時													
	不陸整正	随時													
トイレ管理	清掃	適宜													
	修繕・球替等	随時													
公園灯等電気施設管理	巡視点検	適宜													
	修繕・球替等	随時													
給水施設管理	点検補修	随時													
排水施設管理	集水桝清掃	適宜													
	側溝清掃	適宜													
	管渠清掃	随時													
芝生管理	芝生刈取	3回／年以上		←					→						
樹木管理	高木剪定	適宜													
	中木剪定	1回／年		←					→						適期に実施
	低木剪定	1回／年以上		←					→						適期に実施
	生垣剪定	1回／年以上		←					→						適期に実施
	フジ	2回／年以上			←		→						←	→	夏期・冬期の適期に実施
ササ管理	ササ刈取	1回／年以上			←	→									池周辺
	ササ刈取	2回／年以上			←	→					←	→			東側民家沿い

魚つり公園管理水準

管 理 項 目	規模	単位	回 数	摘 要
日常管理	園内巡視		1回／日以上	
	日常清掃	1	式	適宜
	ゴミ回収	1	式	1回／週以上
	機械除草	1,124	m ²	2回／年以上
	病虫害防除	1	式	随時
	かん水	1	式	適宜
遊具等施設管理	日常点検		適宜	
	定期点検		1回／月	
	修繕		随時	軽微でない破損等については市と協議
多目的広場管理	土入れ	1	式	随時
	不陸整正・点圧	1	式	随時
園路等管理	舗装修繕	1	式	随時
	不陸整正	1	式	随時
トイレ管理	清掃	3	箇所	適宜
	ポンプピット清掃	3	箇所	随時
	修繕・球替等	1	式	随時
給水施設管理	点検補修	1	式	随時
排水施設管理	集水柵清掃	1	式	適宜
	側溝清掃	1	式	適宜
	管渠清掃	1	式	随時
芝生管理	手取除草	3,699	m ²	1回／年以上
	芝生刈取	3,699	m ²	4回／年以上

魚つり公園

項目	数量	単位	備考
供用面積	61,945	m ²	
管理面積	約4.4	ha	魚釣施設等指定管理範囲は除く
機械刈除草面積	1,124	m ²	
芝生面積	3,699	m ²	

Ⅱ 有料公園施設（猪名川公園無料駐車場を含む。）の管理運営に関する事項

- ・ 橘公園軟式野球場
- ・ 西向島公園軟式野球場
- ・ 猪名川公園軟式野球場
- ・ 猪名川公園テニスコート
- ・ 猪名川公園無料駐車場
- ・ 魚つり公園軟式野球場
- ・ 魚つり公園多目的運動広場

目 次

- 1 有料公園施設（猪名川公園無料駐車場を含む。）の概要
 - (1) 橘公園
 - (2) 西向島公園
 - (3) 猪名川公園
 - (4) 魚つり公園（軟式野球場、多目的運動広場）
- 2 管理の基準
 - (1) 基本的事項
 - (2) 指定管理者が行う業務の内容

1 有料公園施設（猪名川公園無料駐車場を含む。）の概要

(1) 橋公園

- ① 公園種別：近隣公園
- ② 所在地：尼崎市東七松町1丁目1-1
- ③ 対象面積：23,388㎡
- ④ 沿革：橋公園は、本市本庁舎の東側に位置し、有料の軟式野球場、花時計、噴水、広場等を整備している。また、長年市民まつりのメイン会場として利用されていたことから、イベント等に多く利用されるとともに、市民や市役所来庁者の憩いの場となっている。

⑤ 施設

ア 有料施設

(ア) 軟式野球場

- ・建設年月日：昭和29年6月1日
- ・フィールド：9,270㎡、左右85m・センター120m
- ・ナイター施設：4基 51KW

バッテリー間 1000ルクス

内野 950ルクス

外野 750ルクス

(2) 西向島公園

- ① 公園種別：近隣公園
- ② 所在地：尼崎市西向島町9-1
- ③ 対象面積：5,431㎡
- ④ 沿革：西向島公園は、国道43号と蓬川が交差する南東部に位置し、有料の軟式野球場を整備しており、野球利用が盛んに行われている。

⑤ 施設

ア 有料施設

(ア) 軟式野球場

- ・建設年月日：昭和33年10月22日
- ・フィールド：左60m右65m・センター85m

(3) 猪名川公園

- ① 公園種別：総合公園
- ② 所在地：尼崎市椎堂1丁目502番1及び豊中市利倉西1丁目94番1
- ③ 対象面積：54,840㎡
- ④ 沿革：猪名川公園は、本市北東部に位置し、尼崎市と豊中市にまたがって開設されており、有料の軟式野球場とテニスコート、自由広場、遊具広場等を整備している。また、イベント等に多く利用されるとともに、自然林も残っており憩いの場となっている。

⑤ 施 設

ア 有料施設

(ア) 軟式野球場

- ・建設年月日：昭和46年3月26日
- ・フィールド：4,914㎡、左右75m・センター75m

(イ) テニスコート

- ・建設年月日：昭和46年3月26日
- ・コ ー ト：全天候型砂入り人工芝 2面

イ 無料施設

(ア) 駐車場

- ・駐車台数：14台

(4) 魚つり公園（軟式野球場、多目的運動広場）

① 所 在 地：尼崎市平左衛門町66

② 沿 革：魚つり公園軟式野球場や多目的運動場は、市民に安全で快適な魚つりの場、スポーツの場及び憩いの場を提供するために整備された魚つり公園内に位置し、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与している。

③ 施 設

ア 有料施設

(ア) 軟式野球場

- ・建設年月日：平成10年12月10日
- ・フィールド：12,295㎡、左右90m・センター120m

(イ) 多目的運動広場

- ・建設年月日：平成10年12月10日
- ・フィールド：12,384㎡
- ・利 用 種 目：少年野球、ソフトボール、サッカー、ラグビーなど

2 管理の基準

(1) 基本的事項

運営管理業務を実施するに当たっては、法令等（尼崎市の条例等を含む。）を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って行ってください。

- ① 有料施設等の設置目的に基づき、適正な管理運営を行うこと。
- ② 住民の平等利用を確保するため特定の団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- ③ 利用者の意見や要望を管理業務に反映させること。
- ④ 効率的かつ効果的な管理業務を行い、経費の節減に努めること。
- ⑤ 管理業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年

法律第57号)等に基づき、適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、管理業務以外の目的のために利用しないよう厳重に取り扱うこと。

(2) 指定管理者が行う業務の内容

① 有料公園施設及び尼崎市立魚釣り公園（軟式野球場及び多目的運動広場）

ア 利用の許可、取消しその他利用に関すること。

(ア) 利用に関する許可の基準等

a 有料公園施設の供用日及び供用時間

公園規則別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は市の承認を得て、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に供用を中止することができるものとする。

b 尼崎市立魚釣り公園（軟式野球場及び多目的運動広場）の利用時間及び休業日

魚釣り条例別表第4のとおりとする。ただし、指定管理者は市の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に休業することができるものとする。

c 使用許可の制限

次のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (a) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する恐れがあると認められるとき。
- (b) 施設又は付属設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (c) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (e) その他使用が不相当と認められるとき。

d 入場の制限

次のいずれかに該当する者に対して使用を拒絶し、又は退場を命ずるよう指導すること。

- (a) 伝染病の疾病があると認められる者
- (b) 酩酊している者
- (c) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (d) その他管理上必要な指示に従わない者

e 使用者の遵守事項

使用者に対して、次に掲げる事項を遵守させるよう措置すること。

- (a) 施設の収容人員は、使用部分に収容可能な所定人数の範囲内とすること。
- (b) 施設の使用時間は、許可時間を厳守させること。

- (c) 使用を許可されない施設又は付属設備を使用させないこと。
- (d) 許可を得ないで物品を販売させないこと。
- (e) 所定の場所以外で、火気を使用させないこと。
- (f) 許可を受けないで、壁や柱等に張り紙をし、又はクギ類を打たせないこと。
- (g) 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決させること。
- (h) 施設の管理上支障を来たすような行為をさせないこと。
- (i) 使用を終えたときは、直ちに原状に復し、その旨を報告させ、点検を受けるよう指導すること。

f 入場者の遵守事項

入場者に対して、次に掲げる事項を遵守させるよう措置すること。

- (a) 所定の場所以外で喫煙させないこと。
- (b) 施設内で火気を使用させないこと。
- (c) 施設内を不潔にさせないこと。
- (d) 騒音等を発する、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をさせないこと。
- (e) 所定の場所以外に出入りさせないこと。

(イ) 利用の許可等に関する業務

利用許可の手続きに関する業務については、次のとおり行うものとする。

a 利用許可申請書の受付

利用許可申請書は、利用しようとする日が属する月の前月1日から、尼崎市内に住所を有する者並びに尼崎市内の会社又は事業所等に勤務する者により構成される団体（以下「市内団体」という。）、その他の団体の区分により期間を定めて、受付するものとする。

また利用許可申請をするにあたり、事前に利用者登録の手続きを行うものとする。

b 使用許可順位の決定

市内団体の受付期間終了後、抽選により利用の許可を受けることができる者を決定するものとする。抽選後の空き区分の利用については、市内団体、その他の団体の区分により期間を定めて、先に申し込んだ者が許可を受けることができるものとする。

c 施設利用システムの利用

利用の申請の受付、許可及び利用者登録に当たっては、「尼崎市公共施設予

約システム」の許可業務等を行う機能を有する端末を利用すること。

d 利用調整

有料公園施設の運営をスムーズに行うために、利用許可年度の前年度に、指定管理者、市協議のうえ、利用者（団体）、利用目的、事業内容などを勘案して、年間の利用の調整を行うものとする。

e 利用許可の手続きに関する業務を行う場所

利用許可の手続きに関する業務を行う場所は、橘公園ほか3公園において行うこと。

イ 使用料の徴収、減免及び還付等に関すること

使用料の徴収、減免及び還付等に関する業務を行う場所は、利用許可の手続きに関する業務を行う場所と同様とし、次のとおり行うものとする。

(ア) 使用料の徴収

- a 有料公園施設の利用の許可の際、公園条例別表第2に規定する使用料を徴収することとし、その際、領収書を利用者に交付すること。
- b 魚つり公園軟式野球場及び多目的運動広場の利用の許可の際、魚つり条例別表第1及び魚つり規則別表第1に規定する使用料を徴収することとし、その際、領収書を利用者に交付すること。
- c 徴収した使用料は1月分以内にとりまとめ、速やかに市が指定した納付書により、市が指定した金融機関に払い込まなければならない。なお、徴収した使用料を金融機関に払い込むまでの間は、安全かつ有利な方法により保管し、この間に生じた利息は市に納入するものとする。

(イ) 使用料の減免

利用者が使用料の減免を申し出た場合は、公園条例第13条及び公園規則第9条、魚つり条例第9条及び魚つり規則第6条に基づいて、使用料減免申請書を提出させた上で、使用料の額を決定すること。ただし、市の裁量によるものを除く。

(ウ) 使用料の還付

利用者が使用料の還付を申し出た場合は、公園条例第13条の2及び公園規則第10条、魚つり条例第10条及び魚つり規則第7条の規定に基づいて、使用料還付請求書を提出させた上で、還付額を決定し、使用料を還付すること。ただし、その事実の発生した日以後10日以内に請求のあった場合に限る。

ウ 施設及び付属設備の維持管理に関する業務

(ア) 施設維持管理業務

施設を適正に管理運営するために日常的に点検・保守を行い、その機能を維持し、かつ美観を維持すること。また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の予防保全に努めること。

補修や修繕については、事前に市と協議（緊急時は除く）のうえ実施し、修繕後にその内容等を市に報告すること。その費用については指定管理者が負担しますが、管理運営経費（募集要項Ⅳ－８ P 8）とは別に年度協定で定めた支払方法等に基づきその実費相当を市が指定管理者に支払う。

(イ) 設備機器管理業務

施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供すること。なお、業務の実施に当たっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法により対応すること。

- a 運転監視業務
- b 日常点検業務
- c 定期点検・整備業務

(ウ) 清掃業務

施設の良い環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての快適な空間を保つこと。なお、業務の実施に当たっては、できる限り利用者の妨げにならないよう実施すること。

- a 日常清掃
- b 定期清掃
- c 臨時清掃

(エ) 保安警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

(オ) 備品管理業務

利用者の活動に支障を来さないよう施設の備品の管理を行なうこと。

(カ) 廃棄物処理業務

施設から発生するゴミは、適正に処理すること。

(キ) 駐車場管理業務

入庫車の対応、場内車両の整理及び監視、場外不法駐車車両に対する指導など駐車場を円滑に利用できるよう努めること。なお、混雑が予測されるとき

は、臨時駐車場を開設するなど適切に対応すること。

(ク) 軟式野球場管理業務

- a グラウンドの状態を的確に把握し、試合の前後にレーキング、トンボかけ、ブラッシング等によるグラウンド内の整地、適度の硬度を保つための内外野の散水及びバッターボックス、フェールライン等のライン引きを行うこと。
- b 試合の前後にベンチ内及び場内の清掃を行うこと。
- c 適宜、マウンド及びバッターボックスの整備、各種備品の整理、各種機器によるグラウンド整理を行うこと。
- d 適宜、外野の芝刈り及び施肥作業を行うこと。
- e 適宜、内外野の除草を行うこと。

(ケ) テニスコート及び多目的運動広場管理業務

- a テニスコート等の設備管理・施設整備を行うこと。
- b テニスコート等の備品点検及び、整備や貸出・返却の確認を行うこと。
- c テニスコート内等の清掃や、使用終了後に周辺等の清掃を行うこと。
- d テニスコート等の状況を把握するとともに利用者に対する指導を行うこと。

(コ) 自家用電気工作物保安管理業務（橘公園野球場）

電気事業法に基づく毎月1回以上の巡視点検、測定業務を行うこと。

- ・設備容量 220kw
- ・最大電力 147kw
- ・契約電力 147kw

エ 事業報告書の提出

(ア) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、管理業務に関する次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- a 実施した事業の内容及び実績（施設を利用して実施した自主事業を含む。）
- b 管理業務に係る実施状況
- c 施設の利用状況
- d 使用料収入の実績
- e 管理経費等の収支状況
- f 施設の利用者から寄せられた意見及びその対応状況
- g 1年間の管理実績を踏まえての課題点及び次年度に向けた対応策
- h その他市が必要と認める事項

(ア) 月例報告書

指定管理者は、毎月終了後15日以内に、管理業務に関する次の各号に掲

げる事項を記載した月例報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- a 実施した事業の内容及び実績（施設を利用して実施した自主事業を含む。）
- b 管理業務に係る実施状況
- c 施設の利用状況
- d 使用料収入の実績
- e 施設の利用者から寄せられた意見及びその対応状況
- f その他市が必要と認める事項

オ 管理経費の取扱い

（ア）管理経費の請求

管理経費の請求は、年度協定で定める支払日に従い、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律に基づき行うものとする。

（イ）管理経費の執行

管理経費については、年度協定に記載された金額以内で執行するものとする。ただし、やむを得ない理由により過不足が生じる場合には、市と協議することとする。

（ウ）事務所の維持管理費

管理業務を実施するための指定管理者の事務所の維持管理にかかる経費（光熱水費及び清掃等の維持管理経費）については、市が指定管理者に支払う管理経費をもって充てるものとする。

（エ）インターネット使用料

インターネット使用料を指定管理料に含み、指定管理者からインターネット契約会社へ支払うこととする。

カ 物品の取扱い

（ア）指定管理者は、市の所有に属する物品については、尼崎市の関係例規に基づいて管理しなければならない。また、物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入、廃棄等について定期的に市に報告すること。

（イ）指定管理者は、市の所有に属する物品のうち、重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在高の調査を行い、市に報告すること。

キ その他

（ア）指定管理者は、自己の代表者、代理人、使用者、その他の従業者の故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えた場合に備えて、賠償責任保険に加入しなければならない。

（イ）指定管理者は、橘公園ほか3公園の設置目的に合致し、かつ本業務実施を妨

げない範囲内において、事故の責任と費用により自主事業を実施することができるとする。ただし、受講料等を徴収する場合は、講師謝礼、教材費及び事務費などの経費を総合的に勘案し、参加者に過度の負担とならないようにすること。

- (ウ) 指定管理者は利用者の要望等を管理運営に取り入れるよう努めること。
- (エ) 市が臨時的に修繕や点検が必要と判断した場合や災害発生等の特殊な事情により施設を利用する必要が、生じた場合には、市が施設の利用を制限する場合がある。
- (オ) 災害発生時における橘公園ほか3公園の利用については、市と協議すること。
また、水防及び防災の警報が発令されたときは、市と協議のうえ、施設の維持管理に当たること。
- (カ) 使用料の徴収及び保管、事業費等の支払、予算、決算などの経理及び契約書など文書管理を適正に行うこと。

Ⅲ 収支状況及び利用状況

- ・ 橘 公 園
- ・ 西向島公園
- ・ 猪名川公園
- ・ 魚つり公園

目 次

1 収支状況及び利用状況

- (1) 収入状況
- (2) 利用状況
- (3) 費用状況

収 支 状 況 及 び 利 用 状 況

1 収入状況

(単位：円)

公園名	施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
橋公園	軟式野球場	6,759,358	7,146,162	7,078,242	6,069,982	27,053,744
西向島公園	軟式野球場	1,450,680	1,601,520	1,546,800	1,508,520	6,107,520
猪名川公園	軟式野球場	1,465,320	1,446,000	1,587,240	1,410,600	5,909,160
	テニスコート	3,822,770	3,566,290	3,726,660	3,764,110	14,879,830
魚つり公園	軟式野球場	1,726,950	1,638,000	1,681,750	1,863,750	6,910,450
	多目的広場	1,858,950	1,829,160	1,703,520	1,662,500	7,054,130
合計		17,084,028	17,227,132	17,324,212	16,279,462	

2 利用状況

((単位) 野球場、多目的広場、テニスコート：人、駐車場：台)

公園名	施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
橋公園	軟式野球場	32,840	28,035	28,529	30,432	119,836
西向島公園	軟式野球場	7,777	8,517	7,605	7,433	31,332
猪名川公園	軟式野球場	8,655	8,240	8,591	7,592	33,078
	テニスコート	12,215	12,261	13,002	13,118	50,596
魚つり公園	軟式野球場	16,533	17,814	19,464	17,222	71,033
	多目的広場	28,096	27,303	25,415	22,893	103,707
合計		106,116	102,170	102,606	98,690	

3 費用状況

(令和4年度)

(単位：円)

公園名	橘公園	西向島公園	猪名川公園	魚つり公園	合計
人件費	17,777,787	0	7,730,930	0	25,508,717
管理費	13,392,736	7,086,238	11,228,294	10,164,920	41,872,188
修繕費	5,244,987	28,600	2,281,633	158,400	7,713,620
光熱水費	6,361,589	237,873	1,678,095	788,723	9,066,280
その他経費	22,327,244	0	4,183,335	0	26,510,579
その他	5,411,975	245,010	104,010	178,170	5,939,165
合計	70,516,318	7,597,721	27,206,297	11,290,213	116,610,549

(令和5年度)

(単位：円)

公園名	橘公園	西向島公園	猪名川公園	魚つり公園	合計
人件費	19,336,693	0	8,723,324	0	28,060,017
管理費	11,990,744	7,340,313	9,499,544	7,219,029	36,049,630
修繕費	2,671,862	0	2,597,020	583,440	5,852,322
光熱水費	5,940,717	223,785	1,497,057	1,136,310	8,797,869
その他経費	22,771,775	0	740,054	107,456	23,619,285
その他	7,591,104	92,232	1,219,649	81,522	8,984,507
合計	70,302,895	7,656,330	24,276,648	9,127,757	111,363,630

(令和6年度)

(単位：円)

公園名	橘公園	西向島公園	猪名川公園	魚つり公園	合計
人件費	16,880,637	0	8,988,300	0	25,868,937
管理費	14,946,316	8,145,884	10,524,426	8,422,343	42,038,969
修繕費	2,344,020	50,600	2,347,356	532,989	5,274,965
光熱水費	6,343,330	442,940	1,446,659	844,945	9,077,874
その他経費	20,443,456	0	377,121	131,170	20,951,747
その他	7,041,298	92,635	1,181,387	81,200	8,396,520
合計	67,999,057	8,732,059	24,865,249	10,012,647	111,609,012

(令和7年度)

(単位：円)

公園名	橘公園	西向島公園	猪名川公園	魚つり公園	合計
人件費	20,069,806	0	15,339,124	0	35,408,930
管理費	13,098,594	2,232,481	7,407,499	3,113,044	25,851,618
修繕費	5,367,734	737,000	4,876,520	87,100	11,068,354
光熱水費	7,317,379	467,388	1,673,218	964,996	10,422,981
その他経費	13,649,228	0	3,987,579	86,099	17,722,906
その他	7,970,248	382,884	2,153,474	723,306	11,229,912
合計	67,472,989	3,819,752	35,437,414	4,974,545	111,704,701

※費用状況の実績には、参考として修繕料を記載していますが、提案する額には、修繕料は含まないでください。